

成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集要項

成田市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号案内表示機の設置等に係る費用の縮減を図るため、市役所本庁舎 1 階市民課、保険年金課及び待合ロビー（以下「総合窓口及び待合ロビー」という。）に広告付き番号案内表示機等（以下「設置機器等」という。）を無償で設置し、運用していただける事業者を公募により募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知のうえご参加ください。

1. 概要

- (1) 総合窓口及び待合ロビーに、設置機器等を設置し、番号案内を行うとともに企業広告等を放映する。
- (2) 事業により設置される機器については、設置機器等を提供する事業者（以下「事業者」という。）の無償提供とする。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 事業の実施による企業広告の広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

2. 目的

- (1) 総合窓口及び待合ロビーの利用環境の向上
- (2) 総合窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3. 設置場所

成田市花崎町 760 番地
成田市役所本庁舎 1 階総合窓口及び待合ロビー

4. 事業実施期間

運用開始日から5年間とする。ただし、協定当事者間で合意があった場合は、期間延長を妨げないものとする。

5. 設置機器等の条件

設置する機器等については、以下の条件を満たすものとする。また、機器の配置や設置台数については、既存機器の配置（別紙「配置図」参照）を踏襲することを原則とする。また、新設となる「広告等放映モニター」の配置については待合ロビー2ヶ所（各2台）に設置された既存案内モニター設置位置と同列への設置を予定するが、設置方法等については別途協議するものとする。

なお、既存機器の配置、数量を含め、より合理的な配置案があれば、この限りではない。また、以下の条件を満たさなくても、代替え機器等により同等の機能や効果等が確保できる場合についても同様とする。（※具体案があれば、企画提案書の記載事項等（P7）のクとして記載してください。）

（1）発券機

- ①設置台数は3台とする。
- ②表示部はタッチパネル式とする。
- ③8以上の業務に対応し、番号札の発券及び待ち人数の表示ができること。
- ④業務毎の番号設定及び番号札にバーコードの印字ができること。
- ⑤番号札は、ミシン目入りで引換券として分割する運用が可能であること。
- ⑥受付終了時刻等を業務毎に分単位で設定変更できる機能があること。
- ⑦日曜日のみ受付しない業務を設定する機能があること。
- ⑧番号札のバーコード印字側に発券時間の印字ができること。

（2）表示機、操作機

- ①設置台数は20台ずつとし、交付窓口以外の呼出窓口に設置する。
- ②発券機より発券された番号に連動及び任意で呼び出し及び番号表示ができること。
- ③表示機は音声スピーカーが内蔵されており、個々に音量ボリューム調整が簡単に出来ること。
- ④操作機は発券機の待ち人数が0→1人もしくは発券毎にアラート音が出せること。
- ⑤表示機の事務室側には、割当てられた業務の現在待ち人数と現在最大待ち時間を表示できること。
- ⑥臨時的に別業務の呼出しが可能であること。その際、次の呼出しは本来の業務の呼出しに自動復帰する運用が可能であること。ただし、表示機の事務室側の表示が、割り当てられた業務の上記⑤の内容で固定されている場合はこの限りでない。
- ⑦表示機は、既存機器同様に吊下げて設置すること。

（3）交付番号案内表示モニター

- ①大きさは50インチ程度のものとし、設置台数は3台とする。
- ②交付番号案内表示モニターには、下記（4）の交付窓口操作端末から入力された呼出番号をまとめて表示するものとする。表示する呼出番号は3桁以上とし、表示マスは4パターン程度の固定マス表示及び最少4マスから自動で増減

する可変マス表示等、状況に応じ柔軟に対応できること。

- ③設置するモニターは、落下防止等の安全措置を施すこと。また、万一に備え賠償保険等に参加するなど、身体や財産に損害を及ぼした場合は、事業者の責任において補償すること。

(4) 交付窓口操作用端末

- ①設置台数は1台とする。
②バーコードリーダー及びテンキー入力による番号表示、バーコードリーダー及びキーボード操作による番号削除等ができる端末を設置し、キーボード、マウス、バーコードリーダー（接続可能な場合は2台）を付属させること。

(5) 受付番号案内表示モニター

- ①大きさは50インチ程度のものとし、設置台数は2台とする。
②表示する呼び出し番号は3桁以上とし、各呼出窓口に設置された上記(2)の操作機から入力された最新呼出番号が表示できるものとする。また、呼出し時には呼出番号を拡大表示することができること。
③設置するモニターの、安全措置等については上記(3)の③と同様とする。

(6) 広告等放映モニター（新設）

①機器

- ア 大きさは50インチ程度のものとし、設置台数は2台とする。
イ タイマーで日付、曜日、時間単位で電源の管理ができるものとする。
ウ 災害情報など緊急なものについては、速やかに放映できる仕様とする。
エ 放映広告の音量については、業務に支障ない程度とし、予め市の指示に従い設定するものとする。また、指向性の強いスピーカー等により音響が必要以上に拡散しないよう配慮できる対応が可能であることとする。なお、緊急時等やむを得ない場合には、市でも音量調節ができるものとする。

②放映構成

全体の放映構成（案）については、集客規模や地域性等を考慮の上、放映サイクル（一周の時間割、〇〇秒の広告を〇〇社分放映予定等）を企画提案書の記載事項等（P7）のイとして記載するものとする。

※参考データ（市民課窓口取扱い件数）

平成28年度中の取り扱い件数は約9万4千件（年度により減少している年度もあるが、長期的には増加傾向である）

通常、毎月6～7千件程度（繁忙期の3月は1万1千件）

③放映時間

土曜日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、祝日（日曜日となる場合は除く）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

④広告

ア 放映する広告主（原則として、本社、支社又は営業所が市内に所在する企業等）の募集及び映像の制作については、事業者が行うものとする。ただし、

広告主所有のコンテンツは除く。

- イ 広告主の募集にあたり、事業者が広告の募集者であることを明確にするとともに、本市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮すること。
- ウ 広告主、広告の内容及びデザイン等については、成田市広告掲載基準及び成田市広告掲載要綱（以下「成田市広告掲載基準等」とする。）を遵守すること。
- エ 広告主及び広告の内容については、事前に本市の承認を得ること。
- オ 広告を掲載しようとするときは、内容確認を行うための期間を考慮し、本市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- カ 広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。
- キ 本市は、広告主及び広告内容が成田市広告掲載基準等に適合しないと認めるとき又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、事業者に対し広告掲載の中止を指示する。この場合において、本市は、広告主又は事業者に対し賠償の責を負わない。
- ク 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。

⑤設置するモニターの、安全措置等については上記（3）の③と同様とする。

6. 維持管理等

- （1）事業者は、定期的に設置機器等のメンテナンス（放映状況の確認、機器の点検、清掃等）を実施するとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うこと。
- （2）事業者は、設置機器等に故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。
- （3）事業者は、設置機器等を使用する本市職員に対し、その操作等について研修を行うこと。また、本市からの問合せには速やかに対応できる体制を整備すること。
- （4）事業者は、設置機器等の操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。

7. 費用

- （1）設置及び運用に係る費用、定期保守（消耗品含む）に係る費用、事故等に係る費用は事業者の負担とする。
- （2）「5. 設置機器等の条件」で記した機器の設置により不要となる既存の受付交付呼出し番号表示システムの撤去及び処分に要する費用は、事業者の負担とする。
- （3）本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの、移設または増設に伴う費用は事業者の負担とする。
- （4）広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用に要する費用は、事業者の負担

とする。

- (5) 行政財産使用料（1㎡当たり9,573円/年（※平成29年度単価））及び電気料金（実費相当額）については、事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市へ納入すること。
- (6) 事業者として決定した者が、企画提案書の記載事項等（P7）のクとして、広告掲載料を記載した場合は、当該企画提案書に提示した方法等で算出した金額を本市へ納入すること。

8. 応募要件等

(1) 基本的要件

- ① 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業に類似する事業について実績のある法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。

※ 類似する事業とは、事業者が広告収入により番号案内表示機等の設置及び運用費用を負担するものであり、機器の構成や規模の違いは問わない。

- ② 企画提案書の内容が、「5. 設置機器等の条件」に合致していること。
- ③ 地方公共団体において類似する事業の実績を有していること。

(2) 資格制限

応募できるのは、次のすべての要件を充たす法人等とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 申込みをしようとする法人等又はその役員等（法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店もしくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、成田市暴力団排除条例（平成24年成田市条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を完納していること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。

9. 応募の手続き等

(1) スケジュール

日 程 等	内 容
平成29年12月11日(月)	募集要項の公表、公募開始
平成29年12月18日(月)	質疑書の提出期限
平成29年12月22日(金)	質疑書への回答期限
平成30年1月10日(水)	応募書類等の提出期限
平成30年1月17日(水)	面接・プレゼンテーション
平成30年1月下旬	選定結果の通知
平成30年2月以降	協定書の締結

※ 運用開始時期については、協定書の締結のための協議の中で決定する。なお、設置工事は、休日窓口サービス（日曜開庁）を休止して実施する必要があるため、繁忙期（3月、4月）を避けて実施する見込みです。

(2) 応募の手続き

① 質疑書の提出及び回答

質問については、平成29年12月18日(月)までに、質疑書(様式4)によりメール又はFAXで事務局へ提出する。

なお、質問が到着していることについては、電話により事務局まで確認してください。

また、質問の回答は「14. 事務局」に記す本市募集ホームページへ平成29年12月22日(金)までに掲載する。

② 応募書類等の提出

応募者は、次の③に記す提出書類を作成のうえ、平成29年12月25日(月)から平成30年1月10日(水)まで(日曜、祝日、年末年始を除く)に事務局に提出してください。なお、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時(午後0時から午後1時の間を除く。)までとします。

③ 提出書類(※提出された書類は返却しません。)

ア 成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者申込書(様式1)
1部

イ 誓約書(様式2) 1部

ウ 企画提案書(任意の様式とします。ただし、記載事項は次の④によるものとする。) 正本1部及び副本6部

エ 直近の事業年度分の納税証明書(国税(法人税、消費税及び地方消費税)の未納税額がない証明書。市内に事業所等を有する法人については、更に、法人市民税の未納税額がない証明書) 1部

オ 会社の登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの) 1部

カ 印鑑登録証明書(発行後3カ月以内のもの) 1部

- キ 企業概要（会社の概要がわかるパンフレットなど） 1部
- ク 定款（最新のもの） 1部
- ケ 決算書（最新のもの） 1部

④企画提案書の記載事項等

企画提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。なお、作成に当たっては、企画提案内容の主な評価ポイント（P11）も参考にしてください。

- ア 事業者の概要及び他自治体での類似する事業の実績
- イ 広告の作成方法（募集方法含む）、放映方法及び映像構成
- ウ 広告の審査及び確認体制
- エ 広告放映枠の番組構成に関する独自提案（例：行政情報等）
- オ 導入時及び運用時における管理体制
- カ 事故等の対応
- キ 設置設備の概要及び仕様、独自の機能や仕様等で特にPRしたい事項
- ク その他独自の提案、工夫など

※ 広告掲載料を本市に支払うことができる場合は、その金額（月額とし、消費税及び地方消費税を含んだ額）を記載する。また、独自の配置案や代替え機器等により対応する機器がある場合、更に「5. 設置機器等の条件」に記載された機器以外で提供可能な機器がある場合等もこちらに記載する。

⑤その他

- ア 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を使用し、文章は横書きとします。文字サイズは10ポイント以上とし、文字等の色指定はありません。
- イ 提出後の企画提案書等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ウ 企画提案書等は、本要項に基づく事業者の選定を行うために、必要な範囲において複写することがあります。また、選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
- オ 企画提案書は1者につき1案とします。
- カ 本市の提供した資料等は、本市の了解なく使用できないものとします。

10. 事業者の選定及び結果通知

(1) 候補者選定について

広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業候補者（以下「設置事業候補者」という。）の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容及び面接・プレゼンテーションの状況について評価し、最も高い総合評価を得た応募者を設置事業候補者として決定します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査・評価を実施し、選定の可否を決定しま

す。

(2) 評価主体

評価は、「成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。

選定委員会は、市職員による計6名の委員で構成されており、企画提案について公平かつ適正な評価を行います。

(3) 面接・プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおり面接・プレゼンテーションを実施します。なお、面接・プレゼンテーションに欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

日時	平成30年1月17日（水） 午後1時30分（予定） ※実施日程等の詳細は応募申込書に記載された担当者宛に、平成30年1月11日（木）までにメールで通知します。
場所	成田市役所内会議室
内容	応募者による企画提案書類の説明（30分程度）及び質疑応答（10分程度） ※事業実施への意欲や提案の具体性・実現性などを確認します。 企画提案書類の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。
備考	1. 出席者は3名以内としてください。 2. 当日に新しい資料等の提出はできません。提出済みの企画提案書類に基づき説明をしてください。 3. プロジェクター等（持参）の使用も可とします。

(4) 評価方法及び結果通知

評価方法	選定委員会において、先に提出された企画提案書類に加え、面接・プレゼンテーションの結果に基づき、機器等の仕様、業務実績、広告審査体制など、企画提案内容を総合的に評価し、採点します。 配点は、選定委員1名あたり100点満点、合計600点満点で、各委員の合計点の総和が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。 ただし、評価が一定水準に達しない場合（各選定委員が評価・採点した合計点の総和が300点未満）は不採用とします。
備考	1. 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、広告掲載料の提示金額が最も高い者を設置事業候補者とします。さらに、広告掲載料が同額である場合は、くじ引きとします。 2. 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や「11. 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を設置事業候補者とします。 3. 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。

結果通知	平成30年1月下旬に応募者全員へ書面で「採点結果通知書」を送付し、本市ホームページで公表します。
------	--

1.1. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、設置事業候補者としての決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 設置事業候補者の決定から協定書の締結までの間に、設置事業候補者の資金事情の変化等により、広告付き番号案内表示機等の設置及び運用の履行が困難であると本市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業候補者としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- (5) 設置事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

1.2. 協定の締結及び設置工事

- (1) 設置事業候補者に選定された事業者は本市と広告付き番号案内表示機等の設置運用に係る協定の締結をするための協議を行います。協定の締結時期は、平成30年2月以降を予定し、併せて番号案内表示機等の設置に向けた工事協議を開始します。
- (2) 工事協議に当たっては、総務部管財課と協議を行い進めること。また、維持管理、保守、撤去及び設置期間終了後の原状回復においても同様とする。
- (3) 広告付き番号案内表示機等の設置工事を開始する場合は、あらかじめ成田市財務規則(昭和44年4月19日規則第13号)に基づく使用許可を受けること。
- (4) 事業期間中に事業者の都合により事業を中止する事由が生じたときは、事業者の負担により速やかに機器を撤去し、設置前の状態に回復するものとする。ただし、設置前と同等以上の機能が確保できる場合はこの限りでない。

1.3. その他

- (1) 本案件において、協定の締結の相手先は成田市となります。
- (2) やむを得ず申し込みを辞退する場合には、必ず応募辞退届(様式3)を本市に提出し、無断で辞退することがないように十分留意してください。
- (3) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市が本案件の公募に関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、成田市情報公開条例(平成17年12月28日成田市条例第52号)に基づき、提出書類を公開することがあります。

14. 事務局

成田市役所市民生活部市民課（本庁舎1階）

所在地：〒286-8585 成田市花崎町760番地

電話：0476-20-1525 FAX：0476-24-2095

Eメール：shimin@city.narita.chiba.jp

募集ホームページ：

http://www.city.narita.chiba.jp/business/page099100_00002.html

企画提案内容の主な評価ポイント

提案項目名		評価ポイント
ア	他自治体での類似する事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 広告付き番号案内表示機を市に提供し運営する、専門的知識・技術や秘訣等を有しているか • 過去に十分な事業実績があるか
イ	広告の作成方法（募集方法含む）、放映方法及び映像構成	<ul style="list-style-type: none"> • 広告主の募集目標（予定番組枠数）に対する募集期間等はどの程度を予定しているか、番号案内表示機の稼働時期への影響はあるか • 広告主の募集に際し、地域経済や市民の利便性等に配慮する考え方があるか • 広告の製作については自社で行える体制であるか
ウ	広告の審査及び確認体制	<ul style="list-style-type: none"> • 広告主の選定及び広告内容について自社審査体制等の有無 • 外部機構等による審査体制の有無
エ	広告放映枠の番組構成に関する独自提案	<ul style="list-style-type: none"> • 広告以外の番組構成についての独自提案があるか • 市にとって有益な提案はあるか、作成体制等はどうになるか（市の事務負担等はどうなるか） • 待合客を飽きさせない工夫等があるか
オ	導入時及び運用時における管理体制	<ul style="list-style-type: none"> • 事前の機器設置調査体制は十分か • 保守、定期点検等の体制は十分か • 万一の事故に対する備えは十分か
カ	事故等の対応	<ul style="list-style-type: none"> • 故障等緊急時の対応が速やかに行われる体制が確保されているか • 広告内容等に係る苦情や問い合わせに対する対応体制はどのようになっているか • 直近の支店、営業所等は本市との円滑な連絡調整が可能な場所に配置されているか
キ	設置設備の概要及び仕様や機器の設置方法、独自の機能仕様等で特にPRしたい事項	<ul style="list-style-type: none"> • 設置機器の条件に沿った機能が確保されているか（特に代替機能の場合に問題等は無いか） • 機器の仕様の拡張性、設定機能の柔軟性等 • 機器の仕様以外で特筆すべき機能があるか、ある場合のメリットはどの程度か • 広告の音声出力の有無。希望する場合において、必要以上に音響が拡散しない機器等による対応が可能か
ク	その他独自の提案、工夫など	<ul style="list-style-type: none"> • 設置機器の条件に記載された機器以外で、有用な機器の設置提案等があるか • 広告掲載料の提案があるか • その他上記以外の提案、工夫など

(様式1)

平成 年 月 日

成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者申込書

(あて先) 成 田 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

担当者 所属部署
氏 名
電 話
F A X
E-mail

「成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集要項」に基づき、応募の申し込みをします。なお、提出した内容に虚偽又は不正はなく、成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集要項に定める要件を充たしていることを誓約します。

(添付書類)

- 1 誓約書(様式2)
- 2 企画提案書(任意様式) 正本1部及び副本6部
- 3 納税証明書
- 4 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- 5 印鑑登録証明書
- 6 企業概要
- 7 定款
- 8 決算書

(様式2)

誓約書

私は、成田市が成田市暴力団排除条例（平成24年成田市条例第39号）に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、成田市と協定書を締結するに際して、下記の者に該当しないことを確認するため、成田市からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店もしくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員である者
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて協定を行う者

平成 年 月 日

(あて先) 成 田 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

(様式3)

平成 年 月 日

応 募 辞 退 届

(あて先) 成 田 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

下記理由により成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集の応募を
辞退します。

記

辞退理由：

(様式4)

平成 年 月 日

質 疑 書

(あて先) 成 田 市 長

件名	成田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集
質疑提出者	住所又は所在地 氏名又は名称 代表者職氏名 担当者 電話 FAX E-mail
質 疑 内 容	
質問	

※質問欄は、適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔にお願いします。

※個別回答は行いません。

※回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字にご注意ください。